

一般社団法人
滋賀県臨床工学技士会

第 18 回 通常総会議案書



日 時 2026年6月28日(日)
9:30~10:30

場 所 滋賀県立総合病院 本館4階講堂

2026年度 第18回 一般社団法人 滋賀県臨床工学技士会通常総会

式次第

1. 開会の辞
2. 資格審査報告
3. 総会成立宣言
4. 会長挨拶
5. 議長団選任
 - (1) 議長選出
 - (2) 議長挨拶
 - (3) 書記及び議事録署名人の指名
6. 審議事項
 - 第1号議案 2025年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 2025年度収支決算報告及び会計監査報告の件
 - 第3号議案 2026年度事業計画承認の件
 - 第4号議案 2026年度収支予算案承認の件
7. 議長団解任
8. 閉会の挨拶

第1号議案 2025年度事業報告承認の件

1. 学術大会の開催及び資質の向上に関する事業

(1) 各専門部、委員会によるセミナーの開催

血液浄化部門

① 第30回血液浄化セミナー基礎編

会期：2025年9月14日(日) 10:00～15:40

会場：草津市立市民交流プラザ 大会議室

参加者：30名

呼吸療法部門

① 人工呼吸器基礎セミナー

会期：2025年8月31日(日) 13:30～16:00

会場：草津市立市民交流プラザ 中会議室

参加者：24名

② 第18回滋賀県呼吸療法セミナー

会期：2025年11月29日(土) 9:30～16:30

会場：ニプロ iMEP

参加者：68名

循環器部門

① 実習型 循環器セミナー『PCIをやってみよう』

会期：2026年2月1日(日) 13:00～16:00

会場：ニプロ iMEP

参加者：12名

ME 機器部門

① 院内医療機器ディスカッション

会期：2025年10月4日(土) 18:00～19:30

会場：キラリエ草津

参加者：21名

② SCD メンテナンスセミナー

会期：2026年3月7日(土) 9:30～11:30

会場：キラリエ草津

参加者：12名

内視鏡部門

① 第1回消化器内視鏡ハンズオンセミナー「EMR 介助のいろは」

会期：2025年12月14日(日) 9:00～12:30

会場：淡海医療センター（あおばなホール）

参加者：19名

教育委員会

- ① モノづくりの始め方セミナー
会期：2025年10月25日(日) 19:00～20:00
会場：WEB(ZOOM ウェビナー)
参加者：22名

2. 関連団体との連携交流に関する事業（順不同 敬称略）

組織委員会

- ① 第35回日本臨床工学会 Yボード活動発表
会期：2025年5月18日(土)
会場：グランキューブ大阪（大阪国際会議場）
- ② 第31回近畿臨床工学会 Yボードシンポジウム登壇
会期：2026年1月17日(日) 17:05～18:15
会場：奈良県コンベンションセンター
- ③ 第35回日本臨床工学会・第31回近畿臨床工学会 参加促進動画作成

災害対策委員会

- ① 日本臨床工学技士会主催 災害コーディネーター会議への参加
会期：2025年5月18日(日) 11:10～11:40
会場：グランキューブ大阪 12F会議室
参加者：堀井 亮、村田 渉、角田 直浩
- ② 日本透析医会主催 第26回災害時情報ネットワーク会議への参加
会期：2025年7月18日(金) 18:00～19:00
会場：WEB(ZOOM ウェビナー)
参加者：角田 直浩
- ③ 日本透析医会主催 第25回災害時情報伝達訓練への参加
会期：2025年9月1日(月) 10:00～23:00
会場：WEB(日本透析医会災害情報ネットワークホームページ)
参加者：全国透析施設関係者、角田 直浩
- ④ 日本透析医会災害情報定期便への執筆
会期：2025年9月5日(金)
会場：WEB(日本透析医会災害情報メーリングリスト)
執筆者：堀井 亮
- ⑤ 大津市保健所主催 防災訓練への参加
会期：2025年11月9日(日) 8:30～12:00
会場：明日都2F 健康危機管理室2
参加者：村田 渉、角田 直浩
- ⑥ 第31回近畿臨床工学会 災害コーディネーター会議への参加
会期：2026年1月18日(日) 10:00～11:00
会場：奈良コンベンションセンター1F会議室107
参加者：堀井 亮、久保 哲哉、村田 渉、角田 直浩

- ⑦ 第 31 回近畿臨床工学会 代謝部門企画：災害情報コーディネーターセッションへの登壇および参加
会期：2026 年 1 月 18 日(日) 13:10～15:00
会場：奈良コンベンションセンター2F 第二会場（会議室 201）
登壇者：角田 直浩 参加者：堀井 亮
- ⑧ 第 13 回透析災害時情報伝達シミュレーション訓練への参加
会期：2026 年 1 月 19 日(月) 15:00～17:00
会場：WEB（琵琶湖透析医会ホームページ）
参加者：県内透析施設関係者、村田 渉、角田 直浩
- ⑨ 令和 7 年度滋賀県総合防災訓練への参加
会期：2026 年 2 月 1 日(日) 8:30～12:00
会場：滋賀県危機管理センター
参加者：角田 直浩、村田 渉、塚口 昌文

事務局

- ① 第 20 回全国都道府県臨床工学技士会代表者会議への参加
会期：2025 年 5 月 16 日(金) 15:30～17:15
会場：グランキューブ大阪（大阪国際会議場） 12 階特別会議場
参加者：久保哲哉、堀井亮、鈴木雄也、村田渉、牧田広之
- ② 第 121 回近畿臨床工学技士連絡協議会への参加
会期：2025 年 8 月 18 日(木) 20:00～21:00
会場：WEB（ZOOM）
参加者：久保哲哉、堀井亮、鈴木雄也、村田渉
- ③ 第 122 回近畿臨床工学技士連絡協議会への参加
会期：2026 年 1 月 17 日(土) 11:00～12:35
会場：奈良県コンベンションセンター 会議室 107
参加者：久保哲哉、鈴木雄也、村田渉
- ④ 第 123 回近畿臨床工学技士連絡協議会への参加
会期：2026 年 3 月 9 日(水) 19:00～
会場：WEB（ZOOM）
参加者：久保哲哉、鈴木雄也、村田渉
- ⑤ 各学会、講習会等への後援
- ・ 第 44 回 日本体外循環技術医学会近畿地方会大会
（主催：日本体外循環技術医学会近畿地方会、会期：2026 年 6 月 27 日(土)～28 日(日)）
 - ・ 第 8 回メディカルジャパン 東京
（主催：RX Japan 株式会社、会期：2025 年 10 月 1 日(水)～3 日(金)）
 - ・ 第 22 回日本医療マネジメント学会 京滋支部学術集会
（主催：日本医療マネジメント学会、会期：2025 年 10 月 11 日(土)）
 - ・ 2025 年度 VA 看護セミナー
（主催：ニプロ株式会社、会期：2025 年 11 月 16 日(日)）
 - ・ 令和 7 年度(第 45 回)滋賀県病院大会
（主催：一般社団法人滋賀県病院協会、会期 2026 年 2 月 1 日(日)）
 - ・ 第 12 回メディカルジャパン 大阪
（主催：RX Japan 株式会社、会期：2026 年 3 月 10 日(火)～12 日(木)）

- ・CKD-MBD 治療セミナー2026
(主催：小野薬品工業株式会社、会期：2026年3月5日(木))

女性活躍促進 WG

- ① 第1回女性活躍促進近畿ブロック会議への参加
会期：2025年7月17日(木) 20:00～
会場：WEB (ZOOM ウェビナー)
参加者：筒木 真子
- ② 第2回女性活躍促進近畿ブロック会議への参加
会期：2025年9月25日(金) 18:30～
会場：WEB (ZOOM ウェビナー)
参加者：筒木 真子

3. 広報に関する事業

広報委員会

- ① 情報誌かけはしNo.22 発行 (2025年5月2日)
- ② 情報誌かけはしNo.23 発行 (2025年11月12日)
- ③ 情報誌かけはしNo.24 発行 (2026年2月28日)

4. 会員相互交流および組織力向上に関する事業

福利厚生委員会

- ① 第1回レクリエーション「新春ボーリング大会」及び「新年会」
会期：2025年1月31日(土)
会場：ACT 草津店 個室居酒屋「漁火」
参加者：9名

5. その他の事業

理事会の開催 (年間10回)

※すべての理事会は、理事出席数および委任から議事成立の条件を満たし開催した。

- ① 第1回理事会
日時：2025年4月24日(木) 19:00～20:00
場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)
議案：会長職の承認について、技士会組織案について、2024年度会計監査について、専門部・委員会からの報告等
- ② 第2回理事会
日時：2025年5月22日(木) 19:00～20:30
場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)
議案：第20回全国都道府県臨床工学技士代表者会議について、第35回日本臨床工学会への出張について、全国災害情報コーディネーター会議について、専門部・委員会からの報告等

③ 第3回理事会

日時：2025年6月19日（木）19:00～20:30

場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)

議案：臨学産連携委員について、満足度調査について、休会制度について、第17回通常社員総会について、専門部・委員会からの報告等

④ 第4回理事会

日時：2025年7月17日（木）19:00～20:30

場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)

議案：第44回日本体外循環技術医学会近畿地方会大会の後援依頼について、理事長表彰候補者について、休会制度の整備について、専門部・委員会からの報告等

⑤ 第5回理事会

日時：2025年9月18日（木）19:00～20:30

場所：滋賀県立総合病院 1階研修室(WEB 併用)

議案：第121回近畿臨床工学技士連絡協議会会議について、日本臨床工学技士会代議員選挙について、業務実態報告2025について、専門部・委員会からの報告等

⑥ 第6回理事会

日時：2025年10月16日（木）19:00～20:30

場所：滋賀県立総合病院 1階研修室(WEB 併用)

議案：業務実態報告2025について、第31回近畿臨床工学会について、代議員選挙について、第9期理事登記登録について、専門部・委員会からの報告等

⑦ 第7回理事会

日時：2025年11月20日（木）19:00～20:00

場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)

議案：近畿臨床工学会功労者表彰について、理学療法士会50周年記念式典について、日本臨床工学技士連盟団体会員について、専門部・委員会からの報告等

⑧ 第8回理事会

日時：2025年12月18日（木）19:00～20:10

場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)

議案：診療放射線技師会75周年記念式典について、第31回近畿臨床工学会について、賛助会員の入会状況について、専門部・委員会からの報告等

⑨ 第9回理事会

日時：2026年2月26日（木）19:00～20:30

場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)

議案：日本臨床工学技士連盟団体会員について、第31回近畿臨床工学会について、第33回近畿臨床工学会現地視察について、医療福祉拠点説明会について、専門部・委員会からの報告等

⑩ 第10回理事会

日時：2026年3月19日（木）19:00～20:55

場所：滋賀県立総合病院 11階会議室(WEB 併用)

議案：満足度調査について、技士会ホームページのレイアウト変更について、第33回近畿臨床工学会について、総会および代表者会議について、専門部・委員会からの報告等

6. 資料

会員の動向（2024年度～2025年度）

2024年度末会員数	307名
2025年度新規入会者数	22名
2025年度退会者数	23名
総会員数（2026.3月現在）	306名

第2号議案 2025年度収支決算報告及び会計監査報告の件

I.収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算報告	増減	備考
1.会費収入				
①入会金収入	20,000	50,000	30,000	25名分
②年会費収入	1,535,000	1,725,000	190,000	5,000円×345名分
③賛助会費収入	750,000	780,000	30,000	26社分
2.その他の収入				
①旭日双光章記念祝賀会参加費	0	112,000	112,000	8,000円×14名分
3.雑収入				
①受取利息	100	12,784	12,684	滋賀銀行受取利息
②雑収入	1,500	2,100	600	日臨工入会手数料還付金
4.繰越金	5,355,790	2,598,300	△2,757,490	一般会計繰越金
収入小計	7,662,390	5,280,184	2,382,206	

II.支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算報告	増減	備考
1.事業活動支出				
①学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事業				
・学術部専門部門のセミナー等開催費				
(血液浄化部門)	180,000	164,430	△15,570	セミナー等開催費として
(呼吸療法部門)	100,000	214,993	114,993	〃
(循環器部門)	100,000	120,199	20,199	〃
(ME機器部門)	100,000	40,621	△59,379	〃
(内視鏡部門)	100,000	43,605	△56,395	〃
(教育委員会)	100,000	27,894	△72,106	〃
(女性活躍WG)	50,000	0	△50,000	〃
②関連団体との連携交流に関する事業				
・近畿臨床工学会および連絡協議会	220,000	172,230	△47,770	学会、連絡協議会会議費等
・日本臨床工学技士会関連	300,000	276,530	△23,470	学会、代表者会議費等
・災害対策委員会	10,000	0	△10,000	
③広報に関する事業				
・情報誌発行費	50,000	25,465	△24,535	取材費、原稿謝金等含む
・ホームページ関連	80,000	67,357	△12,643	サーバーレンタル料金等
④会員相互交流および組織力向上に関する事業				
・福利厚生委員会	100,000	49,700	△50,300	レクリエーション
・組織委員会	30,000	3,740	△26,260	Yボード会議等
2.管理費支出				
①事務通信費	150,000	152,115	2,115	郵送費、発送代行費等
②会議費	130,000	120,221	△9,779	WEB会議用アプリ代等
③総会費	250,000	245,718	△4,282	総会資料印刷、発送代行費等
④消耗品費	50,000	7,672	△42,328	封筒、コピー用紙、インク等
⑤賃借料	50,000	34,320	△15,680	PCリース料金として
⑥特別会計	100,000	100,000	0	近臨工学会運営準備金→特別会計へ
⑦登記費用	70,000	106,144	36,144	役員変更に伴う登記変更
⑧業務委託費	402,600	380,980	△21,620	財務業務の外部委託費とし
⑨予備費	4,989,790	523,320	△4,466,470	交通費、振込手数料、祝賀会費用補填等
支出小計	7,712,390	2,877,254	△4,835,136	
収支差額		2,402,930		

収入と支出の収支差額¥2,402,930について2026年度に繰り越すことを報告します。

特別会計報告（積立金）

（単位：円）

科目	前期繰越金	当期積立金	当期積立金 取り崩し	特別会計繰越金
特別事業積立金	5,355,790	100,000	0	5,455,790
				一般会計・特別会計 合計繰越金
				7,858,720

貸借対照表

2026年3月31日現在

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	7,858,720	【流動負債】	0
預金	7,858,720	短期借入金	0
内、特別事業積立	5,455,790	【固定負債】	0
【固定資産】	0	長期借入金	0
基本財産	0	負債の部合計	0
特定財産	0	純資産の部	
その他固定資産	0	【純資産の部】	
		一般会計積立金	2,402,930
		特別会計積立金	5,455,790
		純資産の部合計	7,858,720
資産の部合計	7,858,720	負債及び純資産合計	7,858,720

2025 年度 一般社団法人滋賀県臨床工学技士会
会計監査報告

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会
代表理事 久保哲哉 殿

2025 年度会計監査を実施した結果を次の通り報告します。

記

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの理事の業務執行状況及び会計状況の監査を行った結果、全て適正に執行されていたことを証明する。

2026 年 4 月 23 日

一般社団法人 滋賀県臨床工学技士会

監事

豊永 晴菜

(豊永 晴菜)



監事

中村 明弘

(中村 明弘)



第3号議案 2026年度事業計画承認の件

2026年度 滋賀県臨床工学技士会 活動方針

滋賀県臨床工学技士会
会長 久保 哲哉

2026年度の開始にあたり、会員の皆様に謹んでご挨拶申し上げます。平素より本会活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

近年、物価高騰やエネルギー情勢の変化、さらには医療従事者不足など、医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。一方で、臨床工学技士に求められる役割は年々拡大しており、高度かつ専門的な知識・技術への期待はますます高まっています。このような状況を踏まえ、本会では学術研修事業のさらなる充実を図り、実践的かつ現場に即した教育機会の提供に努めてまいります。若手技士の基礎力向上はもとより、分野横断的な知識共有、中堅・ベテラン技士の継続的なスキルアップにつながる研修体制の構築を目指してまいります。

また、2027年には「第33回近畿臨床工学会」が滋賀県臨床工学技士会主管にて開催される予定となっております。本年度はその準備期間として、総会終了後にキックオフミーティングを開催する予定です。本学会は、本会にとって大きな節目となる重要な事業であり、滋賀県の臨床工学技士の力を結集し、「滋賀らしさ」を発信できる学会運営を目指してまいります。

今後も社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、地域医療への貢献と臨床工学技士の職域発展に尽力してまいります。会員の皆様とともに、一步ずつ着実に前進できる一年となるよう努めてまいりますので、引き続きご支援とご参画を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

具体的活動

1. 学術技能の研鑽および資質の向上に関する事業

血液浄化部門

- ① 第31回血液浄化セミナー（8月、基礎編）

呼吸療法部門

- ① 人工呼吸基礎セミナー（8～9月頃、会場未定）
- ② 第19回滋賀県呼吸療法セミナー（11月1日～30日予定、WEB配信）

循環器部門

- ① 循環器セミナー（心臓植え込みデバイス関連〈未確定〉、2月頃、会場未定）

ME 機器部門

- ① ME 機器部門セミナー（9月頃予定）
- ② ME 機器部門スモールセミナー（2月頃予定）

内視鏡部門

- ① 第2回消化器内視鏡ハンズオンセミナー（2026年冬頃、会場未定）

教育委員会

- ① 教育セミナー（指導者編、現地開催、秋頃）
- ② 教育セミナー（若手編、WEB開催、冬頃）

女性活躍促進WG

- ① 女性活躍促進WG近畿ブロック会議への参加
- ② セミナー（内容未定）

2. 関連団体との連携交流に関する事業

災害対策委員会

- ① 日本臨床工学技士会主催 パネルディスカッションへの参加
会期：2026年5月16日（土）16:35～18:05
会場：福岡国際会議場マリンメッセB館 第3会場（会議室202）
- ③ 日本臨床工学技士会主催 災害コーディネーター会議への参加
会期：2026年5月16日（土）18:05～18:35
会場：福岡国際会議場マリンメッセB館 第3会場（会議室202）
- ④ 日本透析医会主催 第27回災害時情報ネットワーク会議への参加（7月頃）
- ⑤ 日本透析医会主催 第26回災害時情報伝達訓練への参加（9月頃）
- ⑥ 滋賀県主催 令和8年度滋賀県総合防災訓練への参加（秋頃）
- ⑦ 第14回透析災害時情報伝達シミュレーション訓練への参加（秋頃）
- ⑧ 第32回近畿臨床工学会 災害コーディネーター会議への参加（12月）

組織委員会

- ① 第36回日本臨床工学会 Yボード活動発表
会期：2025年5月16日（土）～17日（日）
会場：福岡国際会議場マリンメッセB館
- ② 第32回近畿臨床工学会 Yボードシンポジウムへの参加
会期：2026年12月5日（土）～6日（日）
会場：京都テルサ
- ③ 全国Yボード会議参加
- ④ 学会参加促進動画作成予定

事務部

- ① 第35回日本臨床工学会および日本臨床工学技士会総会への参加
会期：2026年5月15日（金）～17日（日）
会場：福岡国際会議場マリンメッセB館
- ② 第21回全国臨床工学技士会代表者会議への参加
会期：2026年5月15日（金）15:30～17:30
会場：天神モノリス「紡」
- ③ 近畿臨床工学技士連絡協議会への参加
- ④ 琵琶湖災害時透析ネットワークとの連携、運用への協力
- ⑤ 日臨工主催の告示研修に対するサポート

3. 広報に関する事業

編集委員会

- ① 情報誌かけはしの発行（年3回、7月、11月、3月を予定）
- ② 滋賀県臨床工学技士会 公式 LINE の運用開始

HP 委員会

- ① ホームページの随時更新
- ② Facebook ページの随時更新
- ③ 会員向け配信メールによる情報発信

4. 会員相互交流および組織力向上に関する事業

福利厚生委員会

- ① 近畿臨床工学会キックオフミーティング
（2026年6月28日（日）、滋賀県立総合病院 本館4階講堂）
- ② 第2回レクリエーション活動（2026年冬頃、会場未定）

キッズセミナー

- ① キッズセミナー（会場：ピエリ守山〈予定〉）

5. その他

理事会

- ① 理事会の開催（年10回）

第4号議案 2026年度収支予算案承認の件

I. 収入の部

(単位：円)

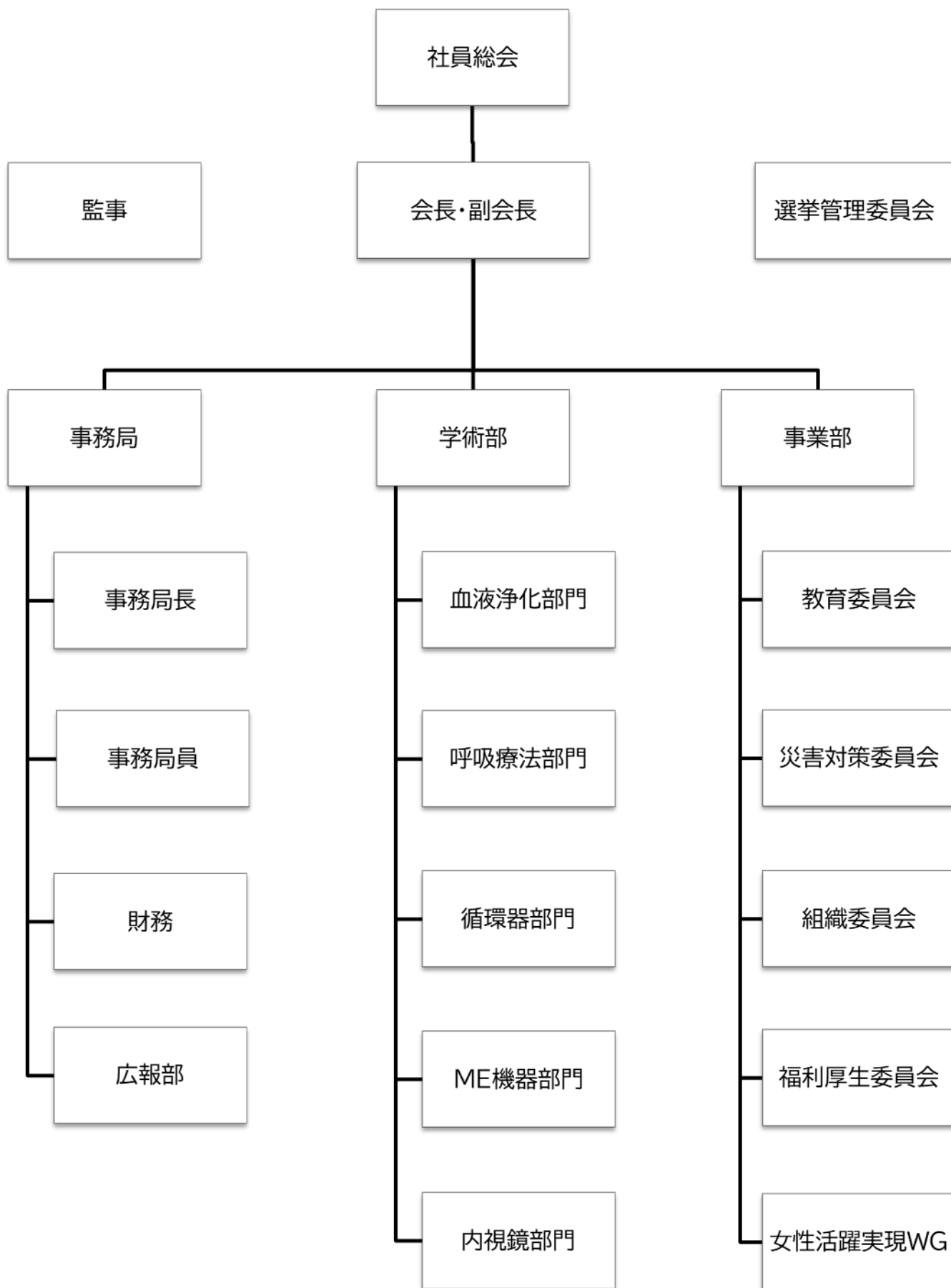
項目	予算額	前年度	増減	備考
1.会費収入				
①入会金収入	40,000	20,000	20,000	20名入会見込み
②年会費収入	1,530,000	1,535,000	△ 5,000	5,000×306名として
③賛助会費収入	780,000	750,000	30,000	26社(前年度25社)
2.雑収入				
①受取利息	100	100	0	
②雑収入	2,000	1,500	500	日臨工からの入会手数料還付金等
3.繰越金	2,402,930	5,355,790	△ 2,952,460	
収入小計	4,755,030	7,662,390	△ 2,907,360	

II. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度	増減	備考
1.事業活動支出				
①学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事業				
・学術部・教育委員会のセミナー開催費				
（血液浄化部門）	220,000	180,000	40,000	セミナー等開催費として
（呼吸療法部門）	150,000	100,000	50,000	”
（循環器部門）	100,000	100,000	0	”
（ME 機器部門）	100,000	100,000	0	”
（内視鏡部門）	100,000	100,000	0	”
（教育委員会）	100,000	100,000	0	”
（女性活躍促進 WG）	50,000	50,000	0	”
②関連団体との連携交流に関する事業				
・近畿臨床工学会および連絡協議会	180,000	220,000	△ 40,000	学会、連絡協議会費等含む
・日本臨床工学技士会関連	500,000	300,000	200,000	学会、代表者会議等含む
・災害対策委員会	10,000	10,000	0	災害コーディネーター会議費等
③広報に関する事業				
・情報誌発行費	50,000	50,000	0	取材費、原稿謝金等含む
・ホームページ関連	70,000	80,000	△ 10,000	サーバーレンタル料金
④会員相互交流および組織力向上に関する事業				
・福利厚生委員会	100,000	100,000	0	会議、レクリエーション等
・組織委員会	30,000	30,000	0	
・キッズセミナー	400,000	0	400,000	キッズセミナー会場費等
2.管理費支出				
①事務通信費	160,000	150,000	10,000	郵送費、発送代行費等
②会議費	130,000	130,000	0	WEB 会議用アプリ代等
③総会費	130,000	250,000	△ 120,000	総会案内印刷、発送代行費等
④消耗品費	10,000	50,000	0	封筒、コピー用紙、インク等
⑤賃借料	40,000	50,000	△ 10,000	PC リース料金として
⑥特別会計	100,000	100,000	100,000	近臨工学会運営準備金
⑦登記費用	0	70,000	△ 70,000	役員変更に伴う登記変更
⑧業務委託費	380,980	402,600	21,620	財務業務の外部委託費として
⑨予備費	1,724,050	4,989,790	△ 3,265,740	不足金の補填等
支出小計	4,835,030	7,712,390	△ 2,877,360	

2026 年度 滋賀県臨床工学技士会 組織図



賛助会員名簿

	企業名	郵便番号	住 所
1	泉工医科工業株式会社	540-0005	大阪府大阪市中央区上町1丁目24-2
2	日本光電工業株式会社関西支社	524-0046	滋賀県守山市今宿4丁目1-4
3	株式会社ホスピタルサービス	520-3047	滋賀県栗東市手原1丁目5-36
4	テルモ株式会社	604-0847	京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町518 前田エヌエスビル5階
5	扶桑薬品工業株式会社	604-8811	京都府京都市中京区壬生賀陽御所町3-1 幸ビル5F
6	東レ・メディカル株式会社	541-0059	大阪府大阪市中央区博労町4-2-15 ヨドコウ第二ビル8F
7	ニプロ株式会社	600-8429	京都府京都市下京区御供石町369番地 No.60 京都烏丸万寿寺ビル4階
8	協和キリン株式会社	520-3026	滋賀県栗東市下鉤831 第二日吉ビル7F
9	旭化成メディカル株式会社	530-8205	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル31F
10	アボットメディカルジャパン合同会社	920-0853	石川県金沢市本町1-5-2 リファール6F
11	鳥居薬品株式会社	604-8171	京都府京都市中京区烏丸御池下る虎屋町577-2 太陽生命御池ビル5階
12	株式会社メッツ	120-0036	東京都足立区千住仲町1-7
13	石黒メディカルシステム株式会社	524-0041	滋賀県守山市勝部町6丁目4番36号
14	株式会社ダテ・メディカルサービス	525-0036	滋賀県草津市草津町1890-2
15	株式会社トップ	621-8448	京都府京都市伏見区竹田東小屋ノ内町101番地
16	株式会社増田医科器械	520-3044	滋賀県栗東市伊勢落730-1
17	メディキット株式会社	600-8372	京都府京都市下京区大宮通五条下る東側南門前町480 富士火災京都ビル4F
18	日機装株式会社 メディカル事業本部	560-0083	大阪府豊中市新千里西1-2-2 住友商事千里ビル北館8F
19	カーディナルヘルス株式会社	163-1035	東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー35階
20	宮野医療器株式会社	601-8188	京都府京都市南区上鳥羽南中ノ坪町20番地
21	株式会社グレイスレンタリース	814-0001	福岡県福岡市早良区百道浜1-3-70 レジデンシャルスイート3206
22	フクダ電子京滋販売株式会社	612-8379	京都府京都市伏見区南寝小屋町25

23	株式会社ジェイ・エム・エス	532-0011	大阪府大阪市淀川区西中島 5 丁目 3-10 イートピア新大阪ビル 7F
24	フクダコーリン株式会社	612-8379	京都府京都市伏見区南寝小屋町 25 番地
25	フクダライフテック京滋株式会社	612-8379	京都府京都市伏見区南寝小屋町 25 番地
26	株式会社カネカメディックス	530-0005	大阪府大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー

(順不同)

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会

定款

(2009年4月7日制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀県臨床工学技士会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、臨床工学に関する知識の普及啓発並びに会員の学術技能の研鑽及び倫理の高揚を図り、もって滋賀県における福祉、医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学に関する知識の普及啓発に関する事業
- (2) 臨床工学に関する学会、講演会及び研究会の開催及び参加に関する事業
- (3) 生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する調査、研究及び指導に関する事業
- (4) 各関係団体、地域団体及び福祉団体との交流又は連携に関する事業
- (5) 会誌及び会報の発行に関する事業
- (6) 会員の職業倫理の高揚、福利及び相互扶助に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告により行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次に定めるとおりとする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条の規定による臨床工学技士の免許を有し、滋賀県に居住又は勤務する者で、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費等)

第8条 正会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費又は賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき、又は解散したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、当該総会で、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を毀損したとき。
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員等

(種別及び選任)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 3人以上20人以内(会長及び副会長を含む)
- (4) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 4 理事の互選により常務理事5人を定める。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 会長を法人の代表理事、副会長を法人の業務執行理事とする。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会において、あらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき業務を分掌して、これを処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、理事会に報告をすること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(任期)

第14条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することを要する。この場合においては、当該総会で、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、実費は弁償して差し支えないものとする。

(顧問及び参与)

第17条 本会に、顧問及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与には、第14条を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第5章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、社員総会（本定款では「総会」という）及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画の決定
(2) 事業報告の承認
(3) その他本会の運営に関する重要な事項
2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
(3) 監事が招集したとき。
3 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
(1) 通常理事会は、毎事業年度10回開催する。
(2) 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
1. 会長が必要と認めたとき開催する。
2. 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
3. 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
4. 監事が招集したとき。

(招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号に規定する場合を除いて会長が招集する。
2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときはその請求があった日から30日以内に、同条第3項第2号の規定による請求があったときはその請求があった日から14日以内に、臨時総会又は理事会を招集しなければならない。
3 会長は、総会を招集するときは、会員に対し、開会の日7日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会においては、出席正会員の中から選任する。
2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決する。
2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び事業計画等

(資産及び基金の拠出)

第28条 本会の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 拠出された基金
 - (2) 入会金、会費及び賛助会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- 2 本会は、社員又は第三者に対し基金の拠出を募集することができ、その基金の募集、割り当て及び振込み等の手続については、理事会の多数決で会長が別に定める「基金取扱い規定」によるものとする。

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、第28条の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年一期とする。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を経て総会の議決を経なければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、総会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第33条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受け理事会の承認を得て、その事業年度終了後3月以内に総会の議決を経なければならない。

(剰余金の分配の制限)

第34条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配ができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 本定款は、理事会の承認を経て、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律148条2号から7号の規定により解散する。
2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、かつ、滋賀県知事の許可を得て、本会と類似の目的を持つ公益事業を営む団体に寄附するものとする。

第8章 附 則

(委 任)

第37条 本定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第38条 設立初年度の事業年度は本会の設立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員)

第39条 本会の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 西村 和典
設立時理事 中川 文博
設立時理事 井上 一生
設立時理事 久郷 稔
設立時監事 安田 眞知子
設立時監事 井狩 研治

(設立時社員の氏名、住所)

第40条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。

「住所」
「氏名」西村 和典
「住所」
「氏名」中川 文博
「住所」
「氏名」井上 一生
「住所」
「氏名」久郷 稔
「住所」
「氏名」安田 眞知子
「住所」
「氏名」井狩 研治

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令に従う。

一般社団法人滋賀県臨床工学技士会

諸規程

資産管理及び事務局規程

第1条 定款第29条に定める総務、財務、事務処理等を含む資産管理のため事務局を置く。

第2条 事務局に、事務局長その他の事務局員を置く。

第3条 事務局長その他の事務局員は、会長が理事会の同意を得て任免する。

第4条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款、規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は総会の決議を経なければ変更することができない。
3. この規程は平成21年8月1日から施行する。

会員規程

第1条 定款第7条に定める入会申込書は社団法人日本臨床工学技士会の書式とする。

第2条 定款第8条に定める入会金及び会費は次の通りとする。

- (1) 正会員の入会金は2,000円、年会費は5,000円とする。
- (2) 賛助会員の年会費は一口30,000円とし、一口以上とする。
- (3) 名誉会員は年会費を要しない。

第3条 会費は原則として当該年度の11月末日までに、会員指定の口座から引き落としするものとする。

第4条 正会員は、社団法人日本臨床工学技士会へ入会するものとする。

第5条 定款第9条に定める退会届は会長が別に定める。

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成21年8月1日から施行する。

賛助会員規程

第1条 本会の賛助会員の資格は、本会定款第6条第1項の2)の通りとする。

第2条 賛助会員は、以下の権利を有するものとする。

- (1) 総会、研修会、講演会、交流会等へ参加する事ができる。
- (2) 本会会報を無料で受け取る事ができる。
- (3) 本会主催の研修会資料に広告を無料で掲載する事ができる。
- (4) 本会のホームページに広告掲載する事ができる。

第3条 入会申込書が会長に提出された場合、理事会においてその諾否を決定し通知する。

第4条 賛助会費は会員規定第2条(2)の通りとする。

第5条 賛助会員より退会の意思表示がない限り、年度毎の「自動更新」とする。

第6条 賛助会員を退会しようとするときは、定款第9条の通りとする。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は、平成22年12月22日から施行する。

- 既に賛助会員の方は、この規程における賛助会員とみなす。

権能に関する規程

第1条 定款第6条に基づき、会員の権能を次の通りとする。

第2条 正会員は次の権能をもつ。

- 総会に出席し議決権を有する。
- 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- その他本会の事業に参加する権利を有する。

第3条 賛助会員は次の権能をもつ。

- 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない。
- 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- 本会が主催する事業への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的に掲載する権利を有する。
- その他本会の事業に参加する権利を有する。

第4条 名誉会員は次の権能をもつ。

- 本会に対して、助言を与える権利を有する。
- 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。
- 本会の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。
- その他本会の事業に参加する権利を有する。

附則

- この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
- この規程は平成21年8月1日から施行する。

総会運営規程

第1章 総則

第1条 総会運営は定款及びこの規程の定めるところによる。

第2条 司会者は会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

第2章 議長の選出

第3条 司会者は出席正会員の中から議長を選出する。議長は2名以内とする。

第4条 正会員が総会に出席できず書面票決も出来ない場合は、出席正会員を代理人として、票決を委任する事が出来る。委任する場合は別に定める委任状によるものとする。

2 前項により、委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

第5条 議長は会議の議事を記録するため、書記を2名以内任命しなければならない。

第6条 議長は会議の成立を宣言する。但し出席者が定数に満たないときは、休憩または散会、延会を宣言する。

第3章 議事の進行

第7条 総会の議題はあらかじめ会員に通知しなければならない。

第8条 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

第9条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは発言に先立ち所属氏名を明確にしなければならない。

第10条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- 提案主旨を必要部数印刷し、総会の日14日前までに事務局長に送付する。
- 修正動議は、あらかじめ文章を印刷し議長に提出しなければならない。
- 緊急の事情により、総会の当日提出する場合は、その事由と要旨を議長に届けなければならない。
- 予算を伴うものは、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書をそえなければならない。

第11条 採決を行なうときは、議長はその票決に対する問題を宣言しなければならない。

第12条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも遠い修正案より先に採決する。

第13条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第14条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票

第15条 票決を行なった場合議長はその結果を宣言する。

第16条 傍聴者は、定められた場所において傍聴する。

第17条 この規定に違反し議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることが出来る。

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は総会の決議を経なければ変更することができない。
3. この規程は平成21年8月1日から施行する。

役員選出規程

第1章 総則

第1条 本規程は定款第12条に基づき、役員の選任に関する事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

第2条 前条の目的を達成するため、選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、理事ならびに監事を除く正会員の中より選出した若干名で構成し、委員長は委員の互選とする。ただし、その選挙の立候補者は選挙管理委員にはなれない。

第4条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示（投票日の60日以前）
- (2) 役員立候補届けの受理及び資格審査
- (3) 候補者氏名の公示（投票日の20日以前）
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示
- (5) 総会への選挙結果の報告
- (6) その他、選挙管理に必要な事項

第5条 選挙管理委員会の任期は2年とする。

第3章 選挙権及び被選挙権

第6条 選挙権及び被選挙権を有する者は、会費を完納している正会員に限る。

第4章 役員の選挙

第7条 役員に立候補しようとするものは、選挙管理委員会が定めた立候補届出用紙を指定期日までに提出しなければならない。但し同時に2つ以上の候補者となることはできない。

2 推薦による立候補には本人の同意を必要とする。

第8条 立候補ならびに推薦候補の届出は電磁的に実施することもできる。

第9条 選挙管理委員会は届出が有効と認めたときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

第10条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる日までに立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けることで、立候補を辞退することができる。

第11条 立候補届け出の締切日は、投票日45日前とする。

第12条 理事ならびに監事立候補者、推薦者が定員以上の場合、選挙候補者について正会員の無記名投票を行う。

第13条 理事は完全連記投票制、監事は単記投票制とする。

第14条 投票は電磁的に実施することもできる。

第15条 役員の当選者は、それぞれ得票数の多い候補者から順次当選とする。

- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当

選者を決定する。

第16条 立候補の締切日を経過した後も候補者が定数を越えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

第5章 欠員の補充

第17条 当選した役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選とし役員となる。

2 繰り上げ当選により次点者がなくなった場合や無投票の場合には、理事会が推薦したものを総会の承認を受け、役員とすることができる。

第6章 異議の申し立て

第18条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第7章 立候補ならびに当選の取り消し

第19条 役員立候補者が、選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は令和2年12月17日から施行する。

出張旅費規程

第1条 出張の認定は次の通りとする。

- (1) 理事会に計画書を申請し承認された場合。
- (2) 例外として会長が会務執行上、必要と認めた場合。

第2条 出張の区分は次の通りとする。

- (1) 日帰り出張・・・当日出立し、帰着する場合
- (2) 宿泊出張・・・宿泊を要する場合

第3条 前条により出張する場合は次の費用を支給する。

- (1) 交通費（実費）
- (2) 宿泊費（実費）
- (3) 日当（宿泊出張の場合2,000円/泊）

第4条 出張の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的かつ適正な交通手段による費用を支給する。

2 出張者が精算を行なうときは、その支出に伴う領収証を提出する。領収証等支払いを証明するものがない場合は、原則としてその支出は自己負担とする。

第5条 目的地が片道100キロメートル以上となる場合は、特急料金、座席指定料金を支給する。

第6条 他の会、または所属施設より出張旅費の支給がある場合は、これを支給しない。

第7条 本会の理事会等に出席するための交通費は、定款第16条に基づき本会が負担する。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成21年8月1日から施行する。
3. この規程は令和6年3月14日理事会で承認され改訂する。

専門部規程

第1条 この規程は定款第4条に基づき、専門部に関して定める。

第2条 理事会が必要と認めるときは、職能及び学術領域の専門部を設置することができる。

第3条 専門部は、その目的を冠して「〇〇部、△△部門」という。

第4条 職能及び学術領域別に、定款第12条に基づき副会長が統括する。

第5条 部長は理事会で理事の中より選任し、部門員の任免は理事会の承認を得て会長が行う。

- 2 定数は専門部門が 10 名程度、それ以外は各 5 名以内とする。
 - 3 部門員は正会員より構成し、任期は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。
 - 4 部門員の報酬は無報酬とする。ただし交通費は実費を弁償して差し支えないものとする。
- 第 6 条 部長は理事会で事業提案を行い、承認された事案につき執行する。
- 第 7 条 部長は報告書を作成し、理事会で事業報告を行う。
- 第 8 条 その他飲食会費については、参加者の自己負担とする。

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
3. この規程は令和 6 年 3 月 14 日理事会で承認され改訂する。

講演料及びその他謝礼に関する規程

第 1 条 講演料およびその他謝礼の認定は次の通りとする。

- (1) 会長が定款第 3 条に基づく会務執行上、必要と認めた場合。
- (2) 会務担当者の出張許可願いを会長が承認した場合。

第 2 条 前条により講演料及びその他謝礼を支給する。

- (1) 医師 50,000 円以内と交通費
- (2) 医療従事者 20,000 円以内と交通費。ただし 30 分以内の講演の場合は 10,000 円以内と交通費とする

附則

1. この規程で定めなき事項は理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
3. この規程は令和 2 年 3 月 19 日理事会で承認され改訂する。

慶弔規程

第 1 条 この規程は、正会員の慶弔及び相互扶助について定める。

第 2 条 会員が次の該当する場合は、祝意、弔意の表明をする。

- (1) 結婚での祝電
- (2) 死亡での弔電、生花
- (3) 配偶者死亡での弔電、生花
- (4) 血族の 1 親等死亡での弔電

第 3 条 関連団体や密接な関係を有する個人の慶弔に関しては、会長に委任し理事会を経るものとする。

附則

1. この規程で定めなき事項は、理事会の承認を得て決定する。
2. この規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

投稿・執筆規程

第 1 条 本誌は「一般社団法人滋賀県臨床工学技士会」が発行する機関誌で臨床工学に関連する臨床研究・討論の場として、症例報告、発表原稿、その他の記事を掲載する。

第 2 条 症例報告等は会員がいつでも自由に投稿することができる。発表原稿に関しては原則として編集委員会からの依頼によるものとする。症例報告の採否は査読を経て編集委員会で決定する。

(1) 研究報告、症例報告、発表論文など (report)

珍しい臨床経験や新しい ME 機器の使用経験、研究のまとめなどの報告。一般社団法人滋賀県臨床工学技士会学術大会や各専門部門開催セミナー等の発表内容のまとめなども発表原稿として受け付ける。

- 第3条 原稿の採否および掲載順序などは編集委員会に一任とし、原稿の加筆、訂正、削除など行う場合がある。症例報告等とは他誌に未発表のものに限る。また他誌に投稿中のものも受け付けない。原稿は400字詰で横書きとして、図表を含め8枚以内(図表1枚を原稿1枚として計算する)で作成し、テキスト形式で保存したファイルで提出する。
- 第4条 本文は簡潔・正確な表現をもって書き、症例報告等においては諸言、方法、結果、考察の構成を明確にする。
- 第5条 図、写真、表は本文と切り離して別紙とし、本文の末尾に添付する。図と写真には図1、図2のように、表は表1、表2というように通し番号をつける。
- 第6条 文献の引用は、本文の引用箇所の右肩に出現順に通し番号^{1,3~5)}等を付け、以下の要領でまとめて記載する。著者が3名までのときはそのまま記載し、4名以上のときは初めの3名まで記載し、あとは“他”、“et al”とする。雑誌の場合、著者名：主タイトル；サブタイトル、誌名、巻数：頁(初め-終わり)、発行年
- 第7条 本誌に掲載された論文、記事の著作権ならびに著作権は一般社団法人滋賀県臨床工学技士会に帰属する。
- 第8条 原稿の送り先は下記宛とする。
一般社団法人滋賀県臨床工学技士会 事務局 office@sacet.jp

附則

1. この規程は平成21年11月30日から施行する。
2. この規程は令和6年3月14日理事会で承認され改訂する。

表彰規程

第1条 一般社団法人滋賀県臨床工学技士会が行う表彰はこの規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 この規程に基づく表彰は次の各号とする。

- (1) 功労表彰
- (2) 感謝状

第3条 表彰の基準は次の各号による。

「功労表彰」は、次の各項にすべて該当する者。

- (1) 医療の向上を通じて本会の発展に著しい功績のあった者。
- (2) 本会に入会后原則として15年以上経過した者。
- (3) 過去においてこの規定に基づく表彰を受けたことがなく、被表彰者としてふさわしくない行為がなかったこと。
- (4) 当会指定の功績調書と職歴書を提出した者。

「感謝状」は、本会の活動に対して功績があり、理事会で認めた個人および団体。

第4条 表彰者の選考は会員からの推薦に基づき理事会の承認を得て決定する。

第5条 表彰は原則として通常総会で行うものとする。

第6条 表彰は表彰状または感謝状を授与する。

2 前条の表彰状に副賞を添えることができる。

第7条 功労表彰を受賞した者のうちから、特に功労が顕著な者について他団体の表彰を上申することができる。

附則

1. この規程に定め無き必要な事項は理事会で定める。
2. この規程は理事会の決議により改訂することができる。
3. この規程は平成23年4月1日から施行する。

改訂履歴

(平成 21 年 8 月 1 日制定)

(平成 21 年 11 月 30 日一部追加改訂)

(平成 22 年 12 月 22 日一部追加改訂)

(平成 23 年 4 月 1 日一部追加改訂)

(平成 23 年 10 月 1 日一部追加改訂)

(平成 23 年 12 月 20 日一部追加改訂)

(平成 27 年 6 月 23 日一部追加改訂)

(平成 31 年 2 月 21 日一部追加改訂)

(令和 2 年 3 月 19 日一部追加改訂)

(令和 2 年 12 月 17 日一部追加改訂)

(令和 5 年 3 月 14 日一部追加改訂)